

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2022年3月10日

【四半期会計期間】 第16期第1四半期(自 2021年11月1日 至 2022年1月31日)

【会社名】 トビラシステムズ株式会社

【英訳名】 Tobil a Systems Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 明田 篤

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区錦二丁目5番12号

【電話番号】 050 - 3612 - 2677(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 結城 卓也

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区錦二丁目5番12号

【電話番号】 050 - 3612 - 2677(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役最高財務責任者 結城 卓也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期 第1四半期累計期間	第16期 第1四半期累計期間	第15期
会計期間		自 2020年11月1日 至 2021年1月31日	自 2021年11月1日 至 2022年1月31日	自 2020年11月1日 至 2021年10月31日
売上高	(千円)	335,765	391,882	1,424,656
経常利益	(千円)	123,138	126,655	577,980
四半期(当期)純利益金額	(千円)	84,862	62,287	386,047
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	307,648	331,432	315,391
発行済株式総数	(株)	10,410,600	10,617,000	10,479,900
純資産額	(千円)	1,129,944	1,450,204	1,489,008
総資産額	(千円)	1,417,347	2,199,968	2,170,016
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	8.21	5.97	37.25
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	8.00	5.89	36.47
1株当たり配当額	(円)	-	-	12.90
自己資本比率	(%)	79.7	65.9	68.6

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 「収益認識基準に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種が順調に進み、新型コロナウイルスの感染者数が減少したことから、経済活動が再開したものの、変異株の出現による感染再拡大から、再び経済活動への影響が懸念され、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況下、新型コロナワクチンに便乗した還付金等の詐欺をはじめ、パソコンに偽の警告を表示するサポート詐欺、スミッシングと呼ばれる個人情報盗み取るフィッシング詐欺等が発生しており、多額の被害が出ました。このように特殊詐欺事案は世相を反映し、手口も巧妙化しております。

これらの特殊詐欺犯罪から、自分だけでなく大切な家族や友人を守りたいというニーズは高まっており、当社は犯罪抑止に効果的な迷感情報フィルタ事業に注力してまいりました。固定電話向けフィルタサービスにおいては、KDDI株式会社と共同で、国内初、専用機器不要で固定電話への迷惑電話を自動遮断する「迷惑電話自動ブロック」を提供を開始いたしました。当サービスは、KDDI株式会社のネットワーク上で迷惑電話の着信を自動遮断するため、専用機器が不要となるものです。また、迷惑電話対策アプリ「トピラフォンモバイル」は、アプリとして初めて公益財団法人全国防犯協会連合会推奨の「優良迷惑電話防止機器」に認定され、詐欺の被害防止への有効性がより一層認められました。さらに、迷惑広告コンテンツをブロックするアプリ「280blocker」は、各種キャンペーンを実施し、認知拡大に努めました。

従来から注力しているクラウド型ビジネスフォンサービス「トピラフォン Cloud」は、回線敷設や機器を設置することなく、市外局番を用いた固定電話番号による発着信が可能なオプションサービスを開始し、従来以上に利便性の高いサービスといたしました。新規ビジネスとしては、営業トークを可視化し、データドリブンセールスを実現するAI搭載型営業ツール「Talk Book（トークブック）」を開発し、販売を開始いたしました。このような各種施策により、月間利用者数（ ）の増加を図り、1,400万を超えるユーザーにご利用いただいております。

当社の事業及びビジネスモデル等は外部からも高い評価を受けており、2021年12月には、経済産業省 中小企業庁が様々な分野で活躍する中小企業・小規模事業者を表彰する「はばたく中小企業・小規模事業者300社」に選定されました。また、ガバナンス面では、指名・報酬委員会を新たに設置し、取締役等の指名や報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させました。

2022年4月に予定されている東京証券取引所の市場区分の見直しに関しては、プライム市場を選択することを決議し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

以上の結果、当第1四半期累計期間における売上高は391,882千円(前年同期比16.7%増)、営業利益は134,610千円(前年同期比9.2%増)、経常利益は126,655千円(前年同期比2.9%増)、四半期純利益は62,287千円(前年同期比26.6%減)となりました。

月間利用者数は、当社が事業を通じて特殊詐欺被害の撲滅に貢献する上で重要なKPIの一つとしておりますが、主要な取引先である通信キャリアとの契約条件は様々であり、必ずしも月間利用者数の増減が直接的に収益に影響を与えるものではありません。

セグメント別の業績は、以下の通りであります。

(迷惑情報フィルタ事業)

迷惑情報フィルタ事業におきましては、主力サービスであるモバイル向けフィルタサービス、固定電話向けフィルタサービス及び「トピラフォン Cloud」を含むビジネスフォン向けフィルタサービスにおいて、引き続きサービス基盤の強化・拡大に注力してまいりました。

その結果、当第1四半期累計期間における迷惑情報フィルタ事業の売上高は377,252千円(前年同期比19.2%増)となり、セグメント利益は230,757千円(前年同期比16.2%増)となりました。

(その他)

ホームページの制作運営支援事業や受託開発事業等を「その他」に含めております。これらの事業については、積極的には展開しない方針であり、当第1四半期累計期間におけるその他の売上高は14,630千円(前年同期比24.1%減)となり、セグメント利益は10,175千円(前年同期比12.4%減)となりました。

なお、全社営業利益は、各セグメント利益の合計から、報告セグメントに配賦していない全社費用を差し引いた数値となっております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であり、企業規模の拡大に伴う管理コストの増加等により106,322千円(前年同期比22.4%増)となりました。

(2) 財政状態の状況

(総資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は2,199,968千円となり、前事業年度末に比べ29,951千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が42,298千円増加したことに対し、投資その他の資産が29,156千円減少したこと等によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債は749,764千円となり、前事業年度末に比べ68,756千円増加いたしました。これは主に未払法人税等が57,909千円減少したことに対し、その他の流動負債が133,412千円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は1,450,204千円となり、前事業年度末に比べ38,804千円減少いたしました。これは主に、四半期純利益を62,287千円計上したこと、新株予約権の行使により資本金及び資本準備金がそれぞれ16,040千円増加したことに対し、配当金の支払いにより利益剰余金が134,040千円減少したこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は3,563千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,000,000
計	30,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2022年1月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年3月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,617,000	10,617,000	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	10,617,000	10,617,000		

(注) 提出日現在発行数には、2022年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年11月1日～ 2022年1月31日(注)	137,100	10,617,000	16,040	331,432	16,040	295,732

(注) スtock・オプションとしての新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年10月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 89,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,382,300	103,823	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 8,500	-	-
発行済株式総数	10,479,900	-	-
総株主の議決権	-	103,823	-

(注)「単元未満株式」には、自己株式が50株含まれております。

【自己株式等】

2021年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
トピラシステムズ株式会社	愛知県名古屋市中区錦 二丁目5番12号	89,100	-	89,100	0.85
計	-	89,100	-	89,100	0.85

(注)当社は、単元未満自己株式50株を保有しております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年11月1日から2022年1月31日まで)及び第1四半期累計期間(2021年11月1日から2022年1月31日まで)に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年10月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,145,732	1,188,030
売掛金及び契約資産	181,343	188,968
電子記録債権	562	80
商品及び製品	26,991	38,937
仕掛品	527	13
原材料及び貯蔵品	978	898
その他	33,041	40,760
貸倒引当金	83	85
流動資産合計	1,389,094	1,457,604
固定資産		
有形固定資産	49,849	50,957
無形固定資産		
のれん	325,221	307,556
ソフトウェア	169,250	175,906
その他	14,826	15,326
無形固定資産合計	509,297	498,788
投資その他の資産	221,774	192,618
固定資産合計	780,921	742,363
資産合計	2,170,016	2,199,968
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,194	414
未払法人税等	111,310	53,401
賞与引当金	-	12,543
その他	266,712	400,125
流動負債合計	385,217	466,484
固定負債		
長期借入金	295,790	283,280
固定負債合計	295,790	283,280
負債合計	681,007	749,764
純資産の部		
株主資本		
資本金	315,391	331,432
資本剰余金		
資本準備金	279,691	295,732
資本剰余金合計	279,691	295,732
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,037,619	966,733
利益剰余金合計	1,037,619	966,733
自己株式	143,693	143,693
株主資本合計	1,489,008	1,450,204
純資産合計	1,489,008	1,450,204
負債純資産合計	2,170,016	2,199,968

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自2020年11月1日 至2021年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自2021年11月1日 至2022年1月31日)
売上高	335,765	391,882
売上原価	89,715	103,645
売上総利益	246,050	288,237
販売費及び一般管理費	122,752	153,626
営業利益	123,297	134,610
営業外収益		
受取利息	-	0
サービス解約収入	139	25
受取手数料	36	-
助成金収入	-	50
その他	0	10
営業外収益合計	176	85
営業外費用		
支払利息	34	312
株式報酬費用消滅損	-	7,604
支払手数料	171	-
その他	129	123
営業外費用合計	335	8,041
経常利益	123,138	126,655
特別利益		
固定資産受贈益	-	5,900
特別利益合計	-	5,900
特別損失		
固定資産除却損	45	-
投資有価証券評価損	-	29,944
特別損失合計	45	29,944
税引前四半期純利益	123,093	102,610
法人税、住民税及び事業税	41,206	49,757
法人税等調整額	2,975	9,434
法人税等合計	38,231	40,323
四半期純利益	84,862	62,287

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、契約終了時に一時点で認識していた収益について、履行義務の充足に係る合理的な期間に対する経過期間に基づき、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。

また、従来、請負契約による受注制作のソフトウェア開発に関する収益認識は、進捗部分に成果の確実性が認められる契約については進行基準を、その他の契約については完成基準を適用していましたが、ごく短期的な契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益認識を行うこととしました。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合(インプット法)で算出しております。なお、ごく短期的な契約については完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この変更による当第1四半期財務諸表に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当第1四半期会計期間より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、この変更による当第1四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年1月31日)
減価償却費	13,410千円	17,635千円
のれん償却額	- 千円	16,456千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年11月1日 至 2021年1月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年12月10日 取締役会	普通株式	112,161	10.80	2020年10月31日	2021年1月6日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、2020年12月10日開催の取締役会決議に基づき、自己株式120,000株の取得を行っております。この結果、当第1四半期累計期間において、自己株式が195,240千円増加し、当第1四半期会計期間末において自己株式が195,330千円となっております。

当第1四半期累計期間(自 2021年11月1日 至 2022年1月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年12月10日 取締役会	普通株式	134,040	12.90	2021年10月31日	2022年1月6日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

ストック・オプションとしての新株予約権の行使により137,100株を発行し、資本金及び資本剰余金がそれぞれ16,040千円増加しております。

その結果、当第1四半期会計期間末において資本金が331,432千円、資本剰余金が295,732千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

・前第1四半期累計期間(自 2020年11月1日 至 2021年1月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 損益計算書 計上額 (注) 3
	迷惑情報 フィルタ事業	計				
売上高						
外部顧客への売上高	316,485	316,485	19,279	335,765	-	335,765
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	316,485	316,485	19,279	335,765	-	335,765
セグメント利益	198,524	198,524	11,613	210,137	86,840	123,297

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホームページ制作運営支援事業及び受託開発事業であります。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない当社の販売費及び一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

・当第1四半期累計期間(自 2021年11月1日 至 2022年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント		その他 (注) 3	合計	調整額 (注) 4	四半期 損益計算書 計上額 (注) 5
	迷惑情報 フィルタ事業	計				
売上高						
ストック収益(注) 1	336,828	336,828	14,490	351,319	-	351,319
フロー収益(注) 2	40,423	40,423	139	40,563	-	40,563
顧客との契約から生じる収益	377,252	377,252	14,630	391,882	-	391,882
外部顧客への売上高	377,252	377,252	14,630	391,882	-	391,882
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	377,252	377,252	14,630	391,882	-	391,882
セグメント利益	230,757	230,757	10,175	240,933	106,322	134,610

(注) 1. ストック収益とは、サービスの提供期間に応じて売上計上される収益であります。

2. フロー収益とは、商品の納品・検収時に一括で売上計上される収益であります。

3. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホームページ制作運営支援事業及び受託開発事業であります。

4. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配賦していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない当社の販売費及び一般管理費であります。

5. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(会計方針の変更)に記載のとおり、当第1四半期会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に變更しております。なお、当該変更が売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであり
ます。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の
とおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 2020年11月1日 至 2021年1月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年11月1日 至 2022年1月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	8円21銭	5円97銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	84,862	62,287
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	84,862	62,287
普通株式の期中平均株式数(株)	10,334,715	10,431,031
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	8円00銭	5円89銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	268,193	149,670
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

2 【その他】

2021年12月10日開催の取締役会において、2021年10月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	134,040千円
1株当たりの金額	12円90銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2022年1月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年3月10日

トピラシステムズ株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
名古屋事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 吉川 雄城

指定社員
業務執行社員

公認会計士 鈴木 啓太

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているトピラシステムズ株式会社の2021年11月1日から2022年10月31日までの第16期事業年度の第1四半期会計期間（2021年11月1日から2022年1月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年11月1日から2022年1月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、トピラシステムズ株式会社の2022年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。